

平成27年第5回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成27年5月25日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成27年6月1日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 平成26年度辰野町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 平成26年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
専決第3号 平成26年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
専決第4号 平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて
専決第5号 平成26年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて
専決第6号 平成26年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算

(第2号)

- 日程第9 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて
専決第7号 平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて
専決第8号 平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて
専決第9号 平成26年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第12 議案第10号 専決処分の承認を求めることについて
専決第10号 平成26年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第13 議案第11号 専決処分の承認を求めることについて
専決第11号 平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて
専決第12号 辰野町税条例及び辰野町税条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
専決第13号 辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて
専決第14号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 平成27年度辰野町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第17号 平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第18号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 議案第19号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 地方自治法施行令第146条第2項、地方公営企業法第26条第3項、地方自治
法第243条の3第2項の規定及び地方自治法第180条の規定による報告事項
報告第1号 平成26年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第2号 平成26年度町立辰野病院事業会計予算繰越計算書
報告第3号 平成26年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成27年度辰野

町土地開発公社事業計画書の提出について

報告第4号 専決処分の報告について

日程第23 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	一ノ瀬 元 広	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
産業振興課長	飯 澤 誠	こども課長	石 川 あけみ
会計管理者	宮 原 修 二	住民税務課長	赤 羽 博
保健福祉課長	守 屋 英 彦	建設水道課長	小 野 耕 一
生涯学習課長	桑 澤 英 明	税務担当課長	伊 藤 公 一
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武 井 庄 治
議会事務局庶務係長	菅 沼 由 紀

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第5番	山 寺 はる美
議席 第6番	堀 内 武 男

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。議員改選後、初めての本定例議会であります。6月は新町発足60周年記念事業及びほたる祭り等、せわしい月ではありますがご協力をお願いいたします。定足数に達しておりますので、これより平成27年第5回辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので後ほどご覧ください。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第5回定例会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第5回辰野町議会6月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして感謝申し上げますところであります。先月日銀等が発表した経済動向は景気は企業部門に改善が見られるなど、穏やかな回復基調が続いているとし、長野県の状況も一部で弱さも見られるが回復に向けた動きが続いているとしています。また、雇用情勢を見ると3月の有効求人倍率は1.23倍と3箇月連続で1.2倍を維持し、9箇月連続で全国平均を上回っています。伊那地域は1.15倍と県平均を下回っていますが、前年同月より0.2ポイント上昇しています。雇用やその他の経済指標を見ると明らかに改善傾向にあるものの、新聞等の世論調査では「景気回復を実感していない」が7割以上となっています。誰もが景気回復を実感できる経済政策に期待をするものであります。6月6日には第56回ほたる駅伝大会が開催され、一般と高校女子、3部門に55チームの参加が予定されております。出場する皆様のご健闘を期待するものであります。また、この13日より町最大の観光イベントであります第67回ほたる祭りが開催されます。幼虫の上陸数は少雨の影響か例年より少ない状況ですが、幻想的なホテルの乱舞を期待をしているところであります。天候にも恵まれ、多くの皆さんに来町していただき、祭りの全体が盛り上がることを願っております。今年は新町発足60周年とニュージーランドワイトモとの姉妹都市締結20周年の記念式典をほたる祭りの開幕式に合わせて行います。節目の式を議員各位をはじめ、町内外の皆さんとともに祝い意義ある年にしたいと考えております。昨年12月国においてそれぞれの地域で住み良い環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的にひと・まち・しごと創生を、いわゆる総合戦略が施行されまして、地方自治体においても人口減少の歯止めと将来人口規模に合った地方版総合戦略の策定と実施が求められております。どういう町を目指すのか、人口を増やすことばかりでなく、地域の将来を担う人材を育てる。行政と住民の垣根や住民同士の垣根をどう越えて、どれだけの力を出し合えるか。総合戦略を通じて住民の主体的な参加を作り出していくことが重要となります。先月21日には各種の分野からご推薦をいただいた委員によります第1回辰野町創生総合戦略推進会議を開催いたしました。これからしっかりと議論を重ね、また昨年実施しました、よりあい会議で出された課題などを参考にし、10月には辰野町版総合戦略の素案を策定し、公表してまいります。議員各位におかれましても総合戦略策定に向け、ご支援ご協力をお願い申し上げますところであります。新年度がスタートして2箇月となりまし

た。主な事業の概要、進捗状況を申し上げます。防災関係では山地災害から住民を守るため危険箇所を把握し、合わせて避難経路を載せるハザードマップ作成に向け準備を始めました。まちづくり関係では先ほど申し上げました総合戦略をはじめ第五次総合計画の後期基本計画、公共施設等総合管理計画の策定に着手をいたしました。子育て支援関係では新たに平出保育園で長時間保育を実施するとともに、町の保健室や両小野学童クラブを開設いたしました。福祉関係では第6期介護保険事業計画に基づき5地区で地域支援事業をスタートさせました。また、介護保険制度も大きく変わり利用者やその家族の方、今後サービスの利用を考えている方に対する相談体制の樹立に取り組んでおります。なお、本年度も病気や介護などでお悩みの方に24時間電話相談、健康相談を行っております。産業振興におきましては地域の消費喚起のためプレミアム付商品券発行事業に着手し、また新規事業として地域力維持、活性化を図るため地域おこし協力隊を設置し、移住定住の推進と集落支援の活動に取り組んでまいります。観光事業については5月9日、10日両日東京都内でほたる祭り誘客キャンペーンを行ってまいりました。JR吉祥寺駅や銀座NAGANOで実施したPRはいずれも注目度が高く、祭りの来客増に期待をしているところであります。建設関係では冬場の凍み上がりにより傷みの激しい町道について年度当初から改修に取り組んでおります。以上、事業の概況を申し上げますがそれぞれの事業が円滑に執行できますよう、全力をあげて取り組んでまいりますので、今後とも町政運営にいっそうのご支援、ご協力を賜りますようお願いもうしあげるところであります。さて、今定例会にご提案申し上げます議案は、専決処分関係では平成26年度補正予算、一般特別会計合わせて11議案と税条例の一部改正3件であり、ほかに条例の一部改正1件、27年度補正予算2件、人事案件2件等、合わせて19議案と報告事項といたしました。平成26年度一般会計繰越明許費、繰越計算書など4件であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認可決くださいますようお願い申し上げます。定例会招集にあたっての挨拶とさせていただきます。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議席5番、山寺はる美議員、議席6番、堀内武男議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、宇治徳庚議員。

○議会運営委員長（宇治）

おはようございます。去る5月25日、議会運営委員会を開催し平成27年第5回辰野町議会6月定例会の会期並びに審議日程について協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。5月25日、辰野町告示第26号によって辰野町長より6月定例会を6月1日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、6月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い全員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたしますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたします。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については議会運営委員長の報告のとおり、決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から6月12日迄の12日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成26年度辰野町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは平成26年度辰野町一般会計補正予算（第11号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は町税、地方交付税、財産収入などの増。地方譲与税、分担金及び負担金などの減。国庫支出金などの確定に伴う財源組替不要額町債、基金繰入金の調整などによります補正総額9,118万円の減額で、予算総額は88億1,005万6,000円となる専決補正予算であります。以下、その大要を申し上げますと歳入につきましては固定資産税、たばこ税、地方交付税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、財産収入などの増額補正。地方贈与税、自動車取得税交付金、分担金及び負担金、

国庫支出金、県支出金、基金繰入金、町債などの減額補正であります。歳出につきましては総務費では通信運搬費や委託料、庁舎耐震化の工事請負費などの不用額の減額。財政調整基金運用利子の積立が主なものです。民生費では介護保険事業への繰出金。福祉医療給付金などの不用額の減額。障がい福祉サービスの増額が主なものです。衛生費では訪問看護ステーションの賃金。古紙収集委託料などの不用額の減額。霊園管理基金積立の増額が主なものであります。農林水産業費では事業費確定による不用額の減額と財源組替であります。商工費では観光イベント補助金の不用額の減などであります。土木費では公共下水道特別会計への繰出金の減。道路建設基金積立金の増が主なものです。消防費では報償費、委託料、工事請負費の不要額の減額が主なものです。教育費では臨時職員の賃金、小学校プール改修等の工事請負費の不要額の減額が主なものです。災害復旧費は災害復旧の工事請負費の不要減額と財源組替であります。情報通信網支障移転工事、社会保障・税番号制度システム整備事業の2事業につきましては平成27年度への繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。歳入においては滞納整理を強化し、滞納繰越分の増収を図り、歳出においては経常経費の削減に努めてまいりました。歳入の確定に伴う増収分については今後将来の事業に備え、財政調整基金繰入金の減額を行い調整いたしました。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（2番）

11ページの歳入で固定資産税、今回5,000万円ということで比較的大きな数字の歳入増になっているんですけども、この事情と言いますか原因についてご説明いただきたいと思います。

○税務担当課長

特に、今回についての税制改正についての要素がございませんけれども地籍調査等の確定によりまして、固定資産税の方の増収になったものと捉えております。

○堀内（6番）

歳入の関係ですけれども、21ページ23ページにわたっての内容で特に県と国の身体障がい者の支援事業負担金という形の支援が各所にわたってカットされているという状況

があります。これは県あるいは国からの支出だということになると思いますので、それはどういう状況で現状では福祉関係についてはやっぱり重点を置いていかなきゃいけないという中で減額になっているっていう理由は何かっていう形と、あと23ページの所に緊急、県補助金の中の02の所の緊急雇用創出事業補助金の道路橋梁総務事務っていう形で約2,000万円くらいが減額になっているっていうその内容についてお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

各国庫県補助金の減額についてでございますけれど、実績額、全体の使う額がございましてそこが基準額というのがございまして、その基準額が実績額よりも大分下回ってくる部分があります。そこらへんのところで単費の方が増えてくる部分もございまして、私どもの方で見込んだ数字よりも少なかったというような形になるかと思えます。

○議 長

ほかにありませんか。

○建設水道課長

緊急雇用創出事業の補助金の減額ですが216万2,000円ですが、これは44ページの道路橋梁費も減額してございますが、橋梁のですねメンテナンスの関係を委託事業で実施しております。その委託事業の請負入札の結果、差金が出た関係で補助金の方も減額した事業でございます。以上です。

○議 長

ほかにありますか。

○堀内（6番）

ただ今の身体障がい者を含めての地域事業の補助金が減ったっていう内容について、実際的には予算組立上ではこのへんを予定をして予算を組んでいると思いますが、それに合わせて、事業をするにおいて支障はなかったのか。あるいはどういう点を削除せざるを得なかったかっていう内容はどうなんでしょうか。

○保健福祉課長

減額するという部分はございません。今、各施設とか身体障がい者の皆さんが使っている部分については私どもの方では町費が増えてもみていく所存でございますので、今年につきましては減額している部分というのはございません。

○議 長

ほかにありませんか。

○熊谷（11番）

41ページの訪問看護ステーション事業についてですが、この事業はかなり成果が上がっているというふうに認識されている中で、約1割近い300万円近い減額になってしまして賃金が220万円ほど不用減額になっている。そのへんの内容を教えてください。

○辰野病院事務長

訪問看護ステーションにつきまして、臨時職員の方を当初予定しておりましたが、なかなか見つからない、人員が見つからないという状況がありましてこの分が減額になっております。また備品購入費につきましても車を2台購入いたしました。入札差金ということで減額いたしました。以上です。

○熊谷（11番）

あれですかね、事業としてはもっとやりたかったけれど職員が不足のために抑えざるを得ない状況にあるということでしょうか。

○辰野病院事務長

現在の利用者は大体恒常的に維持しておりますけれど、やはりなかなか訪問看護師のやり手がないってところもありまして、人数をこれ以上増やすことも難しい状況ではあります。しかし今年度につきましてまた増えておりますので、引き続き続けていきたいと思っております。以上です。

○熊谷（11番）

地域包括ケアシステムの核にもなる事業だと思いますので、訪問看護とか訪問介護等はやはり今後注視していくべき事業であると思いますので、なかなか難しい状況ではあると思いますけれども、前向きに前進させていただきたいと。

○議 長

ほかにありますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成26年度辰野町一般会計補正予算（第11）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。専決第2号、平成26年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第2号、平成26年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び施設の補正では、収入及び支出を2,727万円それぞれ減額し、収入及び支出をそれぞれ4億2,442万8,000円とするものです。資本的収入及び支出では資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億8,469万1,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填し、収入では負担金を750万円減額し1,181万5,000円とし、支出では建設改良費を1,500万円減額し9,956万6,000円とするものです。6ページの補正予算明細書をご覧ください。収益的収入及び支出の収入で主な補正は沢底穴山第三堰堤本体工事延期に伴う受託工事の減額で、受託工事収益を2,100万円減額し、旧小野簡易水道償却資産台帳整備により確定した長期前受金戻入を527万円減額するものです。7ページをご覧ください。支出で主な補正は、沢底穴山第三堰堤本体工事延期に伴う仮設工事の減額で、受託工事費を2,100万円減額し、消費税確定により消費税及び地方消費税を577万円減額するものです。8ページをご覧ください。資本的収入及び支出の収入では沢底穴山第三堰堤工事県負担金を750万円減額し、9ページ支出では同工事に伴う配水管改良工事費を1,500万円減額しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、専決承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号、専決処分の承認を求めることについて。専決第2号、平成26年度辰野町上水道事業会計補正予算(第4号)を採決いた

します。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり承認することに決しました。日程第5、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて。専決第3号、平成26年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第3号、平成26年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第4号)について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億240万1,000円とするものです。4ページをご覧ください。歳入では下水道使用料を2,100万円増額し、3億5,011万円とし、5ページ他会計繰入金を2,100万円減額し、3億9,281万5,000円とするものです。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、専決承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○堀内(6番)

歳入の関係で2,100万円という形で大幅な収入という形になっております。もう下水道の関係につきましてはほとんど90何%という形の状況で完備している中で、これだけ多くの収入が上がったということですよ、下水道。ですね。その訳は何なのか。どういう形の多額な歳入が増えたのかっていうのをちょっとご説明いただきたいと思えます。

○建設水道課長

2,100万円の収入の増額につきましては全般的な水道使用料の増加に伴う、下水道使用料の増加と考えております。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号、専決処分の承認を求めることに

ついて。専決第 3 号、平成26年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 6、議案第 4 号専決処分の承認を求めることについて。専決第 4 号、平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 4 号、平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）について提案理由を説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 929 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 4,649 万円とするのものです。6 ページをご覧ください。歳入では負担金を 386 万 7,000 円増額し、7 ページでは基金繰入金を 1,316 万円減額するのものです。8 ページをご覧ください。歳出では委託料、工事請負費等の不用減額により 929 万 3,000 円減額しました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、専決承認くださいますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 4 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 4 号、平成26年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 7、議案第 5 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 5 号、平成26年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提

案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第5号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,259万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億4,052万円とするものでございます。内容につきまして7ページをご覧ください。歳入についてでございます。国民健康保険税につきましては一般被保険者、国民健康保険税では療養給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分、223万円の増額。退職被保険者では療養給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分、630万3,000円を減額しました。8ページをご覧ください。国庫負担金の療養給付費等負担金につきましては負担金の交付決定により1,535万2,000円の減額。高額医療費共同事業負担金は交付決定により67万8,000円の減額となりました。国庫補助金、財政調整交付金は確定により7,535万6,000円の増額となりました。9ページをご覧ください。療養給付費等交付金は実績による交付決定により329万2,000円増額いたしました。10ページをご覧ください。県負担金の高額医療費共同事業負担金は交付決定により67万8,000円の減額。特定健康診査等負担金につきましては実績により73万4,000円を増額いたしました。県補助金、財政調整交付金につきましては交付決定により普通調整交付金は1,691万4,000円の減額となりましたが、特別調整交付金で1,758万6,000円を増額いたしました。11ページをご覧ください。共同事業交付金は交付決定により高額医療費共同事業交付金を694万8,000円の減額。保険財政共同安定化事業交付金につきましても3,177万4,000円減額いたしました。12ページをご覧ください。財産運用収入として基金利子を4万1,000円増額いたしました。13ページをご覧ください。繰入金でございますが一般会計繰入金のうち、保険基盤安定負担金の確定により保険税軽減分として898万6,000円の増額。保険者支援分として268万7,000円増額いたしました。一般会計繰入金につきましては実績により954万円を減額いたしました。14ページをご覧ください。諸収入のうち、延滞金加算金及び過料は実績により退職被保険者では6万5,000円を減額いたしました。雑入のうち、第三者納付金は退職で5万円減額いたしました。返納金につきましては実績によりまして退職で3万円を減額いたしました。続きまして歳出につきまして15ページをご覧ください。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付金は実績に基づき1,500万円を減額いたしました。退職被保険者等療養給付費は2,200万

円の減額をいたしました。15ページにかけての高額療養費のうち一般被保険者高額療養費につきましては260万円を実績に基づきまして減額いたしました。出産一時金は財源組替でございます。17ページをご覧ください。後期高齢者支援金につきましては国庫支出金の減額による財源組替でございます。18ページをご覧ください。介護納付金は国庫支出金の増額確定による財源組替でございます。19ページをご覧ください。共同事業拠出金でございますが、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては財源組替をいたしました。20ページの保健事業でございますが特定健康診査等事業費につきまして、国庫支出金の減額確定におきまして150万円を減額いたしました。疾病予防費では実績により44万3,000円を増額いたしました。21ページをご覧ください。基金積立金でございますが3,004万2,000円を国保支払準備基金に積み立てることとしました。22ページをご覧ください。諸支出金繰出金につきましては国の特別調整交付金のうち、辰野病院へ6,019万5,000円を繰出したため増額いたしました。雑支出金、指定公費支出金は財源組替でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（2番）

21ページの準備基金積立3,000万円余ということですがけれども、年度末のあの基金残高はいくらになっているのでしょうか。

○住民税務課長

今回3,000万円を積み立てまして合計で8,000万円となりました。これは国の方で示された金額になりますのでとりあえずこれを利用することとします。

○議長

ほかにありませんか。

○篠平（7番）

今の21ページの基金なんですが、これ辰野町ばかりでなくどこの自治体も国保運営というのは大変厳しいわけですが、26年度で3,000万円余の基金ができた要因は何か。

○住民税務課長

やはり国、県の確定ですね、交付金等が予想以上に大きかったと。これにつきましては3年前ですか、そちらのものにつきまして確定するものですから、その当時、結構お

金を使ってしまったというところで今回、その分多く入れていただいたというふうに理解しております。

○篠平（6番）

その国の方のね、補助金がいくつか来ていると思うんですが、例えば収納率が良ければ補助金も多く来ると。いろんなそういう支援金というのがあるわけだね。その中でもどれが良かったのか。あるいは収納率が良かったから特別26年度は補助金 came のかと。そういう分析はしてあるのか。

○住民税務課長

国民健康保険税につきましては辰野町は結構、収納率が良く、県の方でも上の方に来しております。ただ、収納率が良くても全体的な収入ですね。そちらにつきましては軽減世帯等多いものですから、なかなかその収入増には結び付かないというのが現状になっております。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第5号、専決処分の承認を求めることについて。専決第5号、平成26年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり承認することに決しました。日程第8、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて。専決第6号、平成26年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第6号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ776万3,000円とするものであります。内容につきまして6ページを

ご覧ください。診療収入、第一診療所診療収入、他保分1万5,000円。後期高齢者分、4万円。一部負担金5,000円をそれぞれ減額いたしました。7ページをご覧ください。雑入を8,000円減額いたしました。歳出につきましては8ページをご覧ください。施設管理費、医師委託料を6万8,000円減額いたしました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第6号、専決処分の承認を求めることについて。専決第6号、平成26年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。日程第9、議案第7号、専決処分の承認を求めることについて。専決第7号、平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第7号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億5,615万1,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入についてでございますが、特別徴収保険料を248万円減額し、普通徴収保険料を94万円増額するものでございます。7ページをご覧ください。保険料還付金を6万9,000円減額いたしました。歳出につきましては8ページをご覧ください。後期高齢者医療徴収費の負担金として106万8,000円を減額いたしました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第7号、専決処分の承認を求めることについて。専決第7号、平成26年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。日程第10、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて。専決第8号、平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第8号、専決処分の承認を求めることについて。平成26年度町立辰野病院事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入について5,894万7,000円を補正し、総額24億1,125万円とするものです。収益的支出につきまして2,721万4,000円を増額し、31億3,549万2,000円の合計となります。資本的収入につきましては2,019万5,000円を補正し、合計で2億6,502万円とするものです。支出につきましては2,000万円を補正いたしまして、総額7億5,558万6,000円とするものです。今年度補正するのにつきまして電動ベットの購入を予定しております。7ページをご覧ください。収益的収入につきまして公衆衛生活動費1,894万7,000円を増額でございます。予防接種が個別になった分が増額となっております。あと、国庫補助金4,000万円。国保の特別調整交付金総合系医療情報システムの補助金が決まったことによる補正でございます。続きまして8ページです。経費につきましては委託料、オーダーリングの拡張業務委託料が他の部門システムとの連携に伴いまして増額になったものです。諸会費につきましては今年度退職しました分、特別負担金が来たものでございます。あと減価償却費につきましては額の確定による増額でございます。資産減耗費につきましても額による確定でございます。続きまして医業外費用ですが消費税について6万7,000円。これは支払消費税の額の確定によるものです。雑支出、消

費税の雑支出ですが 673 万 4,000 円。これは非課税収入相当に対する消費税でありまして額の確定によりまして 673 万 4,000 円を補正としました。続きまして特別損失ですが固定資産除却費ということで旧病院の解体工事負担金、工事費の減額によりまして 1,000 万円を減額いたしました。その他特別損失ですが、3 月の議会の時に債権の放棄をいたしました不能欠損分を特別損失として 560 万 8,000 円計上いたしました。資本的収入の方についてですが、国庫補助金です。国保の調整交付金が決定したことによる 2,019 万 5,000 円の増額でございます。11 ページの方です。医療備品の方ですが国保の調整交付金の決定によりまして電動ベッドの購入を予定しております。これにつきましては繰越の予定しておりますのでよろしくお願いいたします。以上、提案理由を申し上げましたので、ご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 8 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 8 号、平成 26 年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 8 号は原案のとおり承認することに決しました。日程第 11、議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて。専決第 9 号、平成 26 年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは議案第 9 号、専決第 9 号、平成 26 年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由を申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ 256 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 4,274 万 7,000 円とするものでございます。内容について申し上げます。6 ページをご覧ください。歳入でございますが繰入金の他会計繰入金を 258 万 8,000 円の減額を行い、続いて 9 ページをご覧ください。諸収入の雑入を 2 万円の増額でございます。次に 8 ページ

からの歳出でございます。8ページをご覧ください。事業費確定に伴います不用減額が主なものでございます。総務管理費で168万3,000円の減額。それから10ページをご覧ください。公債費を1,000円の増額でございます。以上、提案理由を申し上げましたのでご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第9号、専決処分の承認を求めることについて。専決第9号、平成26年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。日程第12、議案第10号、専決処分の承認を求めることについて。専決第10号、平成26年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第10号、専決第10号、平成26年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第2号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ31万円を追加いたしまして歳入歳出予算の総額を7,000万7,000円とするものでございます。内訳につきましては6ページをご覧ください。歳入では新規加入者負担金の減額3万円。7ページをご覧ください。告知システム使用料の減額等使用料で136万1,000円の減額。告知システム広告利用等手数料の2,000円の減額。8ページをご覧ください。利子及び配当金につきましては基金利子の30万9,000円の増額。9ページをご覧ください。告知システム基金からの繰入金は139万4,000円の増額です。歳出では10ページになりますが、一般管理費が31万円の増額となりますが、利子分31万円を基金に積立を行います。維持管理費は139万4,000円の財源組替をするものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、ご承

認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第10号、専決処分の承認を求めることについて。専決第10号、平成26年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり承認することに決しました。日程第13、議案第11号、専決処分の承認を求めることについて。専決第11号、平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは議案第11号、専決第11号、平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,090万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億1,481万2,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入でございますが介護保険料の第一号被保険者保険料を1,094万5,000円の減額でございます。8ページをお願いいたします。国庫支出金のうち、国庫負担金の介護給付費負担金は1,195万9,000円の減額。国庫補助金は調整交付金をはじめとし、合計で257万9,000円の減額でございます。9ページをお願いいたします。これは社会保険診療報酬支払基金から来る支払基金交付金でございます。介護給付費交付金が2,929万円の減額。地域支援事業支援交付金が231万8,000円の減額でございます。続きまして10ページをご覧ください。10ページの県支出金ですが、県負担金の介護給付費負担金が1,139万3,000円の減額。県補助金の地域支援事業交付金が73万円の減額でございます。11ページをお願いいたします。繰入金のうち、一般会計からの繰入金ですが介護給付費繰入金1,053万円をはじめとし合計で979万3,000円の減額でございます。基金繰入金

は295万8,000円の減額でございます。12ページの諸収入でございますが介護報酬は90万円の増額。合計で98万3,000円の増額でございます。13ページをお願いいたします。財産収入でございますが、利子及び配当金7万7,000円の増額でございます。次に14ページをお願いいたします。ここからが歳出でございますが、事業費確定に伴います不
用減額が主なものでございます。総務管理費で50万円。徴収費で30万5,000円の減額。15ページをご覧ください、介護認定審査会で53万5,000円の減額でございます。16ページをお願いいたします。保険給付費でございますがサービス給付費等諸費で8,000万円の減額。審査支払手数料で8万円の増額。高額介護サービス費で400万円の減額でございます。17ページでございますが地域支援事業であります。介護予防事業費で239万円。包括的支援事業・任意事業で100万5,000円の減額でございます。19ページの基金積立金につきましては775万2,000円増額して積立を行いました。なお、平成26年度末の基金残高は1億1,680万7,000円となっております。以上、提案理由を申し上げましたので、ご審議の上、原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第11号、専決処分の承認を求めることについて。専決第11号、平成26年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり承認することに決しました。ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は11時25分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 10分

再開時間 11時 25分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第14、議案第12号、専決処分の承認を求めることについて。専決第12号、辰野町税条例及び辰野町税条例の一部を改正する条例の一

部を改正する条例について。提案者より提案理由の説明を求めます。

○税務担当課長

議案第12号、専決処分の承認を求めることについて。辰野町税条例及び辰野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。平成27年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令等が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、辰野町税条例の一部を改正したので議会の承認を求めるものでございます。新旧対照表で説明申し上げます。1ページをご覧ください。第2条は番号法の施行に合わせて本年10月以降、国民一人ひとりに個人番号、一法人1つの法人番号が通知され、平成28年1月から各町税の納付書、特別徴収の納入書にマイナンバーの記載が必要になるための所要の改正でございます。2ページをご覧ください。第23条第2項は法人住民税における恒久的施設に関わる規定を法人事業税と同様に定義するものでございます。2ページから5ページをご覧ください。第31条第2項別表及び第4項の追加は法人住民税の均等割、税率適用区分である資本金等の額にかかる改正に伴う所要の処置でございます。6ページをご覧ください。第33条第2項は所得税における国外転出時課税の創設に伴い個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得においては所得税の例によらないものとするものでございます。第36条の2第9号は番号法の施行に合わせて法人番号の規定の整備をするものでございます。7ページをご覧ください。第36条3の3第4項は年金特徴データを申告書の提出に変えて電子データで提出できるよう定義する部分の根拠を引用する、所得税法第203条の5第4項の項がずれて5項となったための改正でございます。7ページ及び8ページをご覧ください。第48条第6項は法人税法において日本語の意義を定義する部分、連結子法人の定義が改正され、上位法令の号番ずれによって改正を行ったものでございます。8ページ及び9ページをご覧ください。第50条第3項は法人税法において用語の意義を定義する部分、連結親法人の定義が改正され、上位法令の号番ずれについて改正を行ったものでございます。9ページ及び10ページをご覧ください。第51条第2項は住民税の減額の申請期限について各自治体において独自の実情に応じて規定することが明確化されたため減免の申請期間を7日前から納期限の当日前まで、最大限の猶予期間を設けるように町独自の裁量で定めるものであります。同条同項第1号に番号法の施行による個人番号または法人番号の規定を加え、以下の規定を1号ずつ繰り下げる改正でございます。10ページ及び11ページをご覧ください。第57条並びに第59条は地方税法第348条第2項の非課税規

定の中で1号が廃止、2号が追加されたことによる項番ずれでございます。11ページ及び12ページをご覧ください。第63条の2並びに第63条の3は番号法の施行による個人番号または法人番号の規定の整備でございます。13ページをご覧ください。第71条及び同条第2項第1号は固定資産税の減免の申請期限について各自治体において独自の実状に応じて規定することが明確化されたため、減免の申請期間を7日前から納期限の当日まで対応できるよう辰野町独自で定めるものであります。同条同項第1号は番号法の施行による個人番号または法人番号の規定の整備でございます。14ページ及び15ページをご覧ください。第74条第1項第1号は番号法の施行による個人番号または法人番号の規定の整備でございます。第74条の2第1項第1号は番号法施行に伴う個人番号及び法人番号の規定の整備でございます。15ページ及び16ページをご覧ください。第89条第2項は軽自動車税の減免の申請期限について各自治体において独自の実状に応じて規定することが明確化されたため、減免の申請期間を7日前から納期限の当日まで対応できるよう辰野町独自で定めるものであります。16ページ及び17ページをご覧ください。90条第2項及び3項は身体障がい者に対する軽自動車の減免の申請について、各自治体において先ほどと同様に規定することが明確化されたため減免の申請期間を納期限の当日まで対応できるよう辰野町の独自で定めるものであります。同条同項第1号は番号法の施行による個人番号または法人番号の規定の整備でございます。17ページ及び18ページをご覧ください。第139条の3、第2項は特別土地保有税の減免の申請期限について各自治体において独自の裁量が明確化されたため、減免の申請期間を7日前から納期限の当日まで対応できるように辰野町独自で定めるものであります。同条の3第2項第1号は番号法の施行による個人番号または法人番号の規定の整備でございます。18ページ及び19ページをご覧ください。第149条は番号法の施行による個人番号または法人番号の規定の整備でございます。続いて附則でございます。19ページをご覧ください。附則第4号は地方税法附則の改正に合わせ改正するもので、条ずれに対応する措置でございます。20ページをご覧ください。附則第7条の3の2は個人住民税における住宅ローン特別控除の適用要件のうち、居住要件について平成26年12月31日から平成31年6月30日までの期限の延長によるものでございます。21ページをご覧ください。附則第9条及び第9条の2はふるさと納税制度において寄付先の自治体への寄付の控除申請だけで減免措置を受けられ、確定申告を不用とするふるさと納税ワンストップ特例制度の創設によるものでございます。23ページをご覧ください。附則第10条の2第5項は通称「わがまち特

例」が拡充され町の条例で特例割合を定める項目が追加されました。地方税法附則第15条第18項で規定されている都市再生特別措置法に基づく認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市、利便施設のように供する家屋及び償却資産にかかる特例で5分の3を参酌し、2分の1以上10分の7以下の範囲とされています。当町には該当がありませんので5分の3とするものです。また特定都市再生緊急整備地域に該当する場合には2分の1を参酌し、5分の2以上5分の3以下の範囲とされています。当町に該当がないことから2分の1とするものです。附則第10条の2第9項は附則第10条の2第9項わがまち特例の拡充の1つで地方税法附則第15条の8、4項で規定されている新築されたサービス付き高齢者向け住宅にかかわる特例で3分の2を参酌し、2分の1以上6分の5以下の範囲とされています。当町には該当がないことから3分の2とするものです。附則第10条の2、第6から8項は地方税法附則第15条に第9項、第10項が新設されたことによる項番の変更です。また税条例附則第10条の2、第5項が追加されたことによる項番ずれです。24ページから27ページをご覧ください。附則10条の3第1から第9項は番号法の施行による個人番号または法人番号の規定の整備でございます。27ページから32ページをご覧ください。附則第11条から第15条は平成24年度から26年度までの年度を平成27年度から29年度に変更するものです。平成27年度の評価替に伴う改正でございます。33ページ及び35ページをご覧ください。附則第16条は軽自動車において一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車についてその燃費性能に応じたグリーン化特例の規定を創設するものでございます。第16条第1項は電気自動車等を対象とする規定で税率を概ね75%軽減するものでございます。平成28年度分の軽自動車税に限りそれぞれ、別表の中欄の税額を右欄の税額とするものでございます。上から説明しますと一番上が3輪、その次に4輪乗用営業、その次4輪乗用自家用、その次4輪貨物営業、その次4輪貨物自家用の税率でございます。以下、2項3項同様の税額区分でございます。同条第2項は乗用の場合平成32年燃費基準プラス20%達成車。貨物の場合、平成27年度燃費基準プラス35%達成車を対象とする規定で税率を概ね50%軽減するものでございます。平成28年度分の軽自動車税に限り、対応するものでございます。同条第3項は乗用の場合、平成32年燃費基準達成車、貨物の場合、平成27年度燃費基準達成車を対象とする規定で税率を概ね25%軽減するものでございます。28年度分の軽自動車税に限り適用するものでございます。35ページをご覧ください。附則第16条の2は地方たばこ税のうち、旧3級品の製造たばこにかかる特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4

段階で縮減廃止と示されており、今回の改正で対応するものであります。町たばこ税の旧3級品における税率は1,000本あたり2,925円とするものでございます。経過措置については附則で定めてございます。36ページ及び37ページをご覧ください。附則第22条は番号法の施行による個人番号または法人番号の規定の整備でございます。次に第2条による改正、辰野町税条例平成26年辰野町条例第10号の一部を改正する条例について説明申し上げます。38ページをご覧ください。軽自動車税にかかる経過措置でございます。昨年改正された辰野町税条例の一部を改正する条例、平成26年辰野町条例第10号の一部を改正するものでございます。軽自動車税のグリーン化をするための最初の新規検査から13年を経過した軽自動車税に対し20%の重課を導入する特例部分について2輪車の適用を1年延期したための所要の改正でございます。附則16条は平成26年度の課税標準の改正において、軽自動車及び小型特殊自動車の税率を上げるよう改める改正でございます。自家用を1.5倍、その他を1.25倍とし平成27年4月1日以降に新規取得される新車から適用する改正でございます。最初の車検から13年を経過した軽4以上及び3輪の軽自動車にかかる税率に約20%の重課税をする改正をするものでございます。また、原動機付き自転車及び2輪車の税率を約1.5倍。最低2,000円まで引き上げる改正を行う内容について、2輪車にかかる税率の引き上げの施行日を見直し、その適用開始時期を1年延長し平成28年度以降の年度分の軽自動車税について適用するための改正でございます。附則第1条第3号は平成26年の課税標準の改正において、軽4輪自動車及び軽3輪自動車の税率を上げるよう改める改正でございます。自家用を1.5倍、その他を1.25倍とし平成27年4月1日以降に新規取得される新車から適用する改正でございます。附則同条第4項4号は、原動機付自転車、ミニカーB、軽2輪、小型特殊、小型2輪についての税率を1.5倍上げるよう改める改正の施行日を平成28年4月1日とする改正でございます。第4条は原動機付自転車、ミニカーB、軽2輪、小型特殊、小型2輪についての税率を1.5倍以上、上げるよう改める改正の経過措置を定めるための改正でございます。第6条は読替適用をする条例を今回、改正する条例名で特定するよう改正するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第12号、専決処分の承認を求めることについて。専決第12号、辰野町税条例及び辰野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。日程第15、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。専決第13号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○税務担当課長

議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。平成27年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、辰野町都市計画税条例の一部を改正したので、議会の承認を求めるとでございます。新旧対照表で説明申し上げます。1ページをご覧ください。第2条は地方税法第349条の3第30項から第33項が追加されたことによる項番のずれでございます。附則第2項は通称「わがまち特例」が拡充され、町の条例で特例割合を定める項目を追加するものがございます。地方税法附則第15条第18項で規定されている都市再生特別措置法に基づく認定事業者が取得する公共施設及び一定の都市利便施設のように供する家屋及び償却債にかかる特例で5分の3を参酌し2分の1以上10分の7以下の範囲とされています。当町には該当がないことから5分の3とするものがございます。また特定都市再生緊急整備地域に該当する場合は2分の1を参酌し5分の2以上5分の3以下の範囲とされています。当町には該当がないことから2分の1とするものがございます。2ページをご覧ください。附則第3項は地方税法附則第15条に第9項、第10項が新設されたことによる項番の変更でございます。また税条例附則第2項が追加されたことによる項番ずれでございます。2ページから5ページをご覧ください。附則第4項から第9項は宅地に対する都市計画税の特例の適用年度を平成24年度から平成26年度とされているものを、平成27年度から平成29年度に変更するものがございます。また、税条例附則第2項が追加され

たことによる項番ずれでございます。平成27年度の評価替に伴う改正でございます。5ページから6ページをご覧ください。附則第10項から第12項は税条例附則第2項が追加されたことによる項番ずれでございます。6ページをご覧ください。附則第13号は地方税法附則第15条に第9項、第10項が新設されたことによる項番の変更でございます。また税条例附則第2項が追加されたことによる項番ずれでございます。附則第14項は平成24年度の地方税法の一部を改正する法律から平成27年度の法律に変更し、適用年度を平成24年度から平成26年度を平成27年度から平成29年度に変更するものでございます。平成27年度の評価替に伴う改正でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。専決第13号、辰野町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり承認することに決しました。日程第16、議案第14号、専決処分の承認を求めることについて。専決第14号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○税務担当課長

議案第14号、専決処分の承認を求めることについて。辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。国は医療保険制度改革の一環、経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者にかかる国民健康保険税の軽減判定所得の見直しの必要があるとして、国民健康保険法の一部を改正を行いました。町もこの趣旨に従い課税限度額の引き上げ、軽減判定所得の引き上げを見直し辰野町国民健康保険税条例を改正するものでございます。新旧対照表で説明申し上げます。1ページをご覧ください。第2条第2項は基準課税額にかかる課税限度額を52

万円に引き上げるものでございます。第2条第3項は後期高齢者支援金課税額にかかる課税限度額を17万円に引き上げるものでございます。第2条第4項は介護給付金課税額にかかる課税限度額を16万円に引き上げるものでございます。2ページをご覧ください。第23条は国民健康保険税の減額に関する条文でございます。同条第1項は第2条と同様に基準課税額にかかる課税限度額を52万円に引き上げ、後期高齢者支援金と課税額にかかる課税限度額を17万円に引き上げ、介護給付金課税額にかかる課税限度額を16万円に引き上げるものでございます。同条第1項第号は5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得に算定において被保険者の数に乗すべき金額を26万円に引き上げるものでございます。同条第1項第3号は2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を47万円に引き上げるものでございます。附則第3条は地方税法の改正による所要の改正を行うものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第14号、専決処分の承認を求めることについて。専決第14号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり承認することに決しました。日程第17、議案第15号、辰野町国民健康保険の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第15号、辰野町国民健康保険の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため国民健康保険の財政基盤強化策として保険者支援制度について国民健康保険法の改正が行われ、平成27年4月1日に施行されたことから関係する辰野町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は国民健康保険法で所得の少ないものの数に応じて、国及び都道府

県が市町村を財政的に支援する条文が第72条の4として新設され、特定健康診査等に要する費用の負担を定めた条文が第72条の5に繰り下げられたことに伴い、辰野町国民健康保険条例第8条第1項中法第72の4を法第72の5に改めるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第15号、辰野町国民健康保険の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。日程第18、議案第16号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは議案第16号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第2号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算はコミュニティー助成事業補助金採択に伴う、自主防災組織への補助金、除雪機の購入、小野保育園耐震補強等改修工事の設計業務委託、各区から要望が多かった町道の舗装補修工事の増額。国庫補助対象の農業基盤整備事業を国の新規事業へ振り替えるなどの補正予算であります。この補正総額は2,665万3,000円の追加であり、予算総額は83億9,665万3,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては分担金及び負担金、国庫支出金、繰越金、諸収入の増額。県支出金の減額であります。歳出につきましては総務費では地域発元気づくり支援金採択に伴う財源組替と消耗品の増額。コミュニティー助成事業採択に伴う羽場区防災備品設備への補助。60周年記念事業の新聞広告代、消耗品、ワイトモ訪問団を受け入れるためのバスの委託。燃料費、負担金等の増額であります。民生費では小野保育園耐震補強等改修工事の設計業務委託の増額であります。衛生費では浄化槽設置補

助金の増額であります。農林水産業費では小野地区高橋川の水路改修工事と測量設計の委託を当初予算で計上していた農業基盤整備促進事業より減額し、農地耕作条件改善事業を追加して振り替えるものであります。土木費では町道補修舗装工事、区に配備する除雪機購入の増額であります。教育費では西小学校小体育館の工事に伴うプール用仮設更衣室、トイレの設置工事の増額であります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたがご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第19、議案第17号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第17号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億5,444万6,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入についてでございますが諸収入、保険料還付金を50万円増額するものでございます。歳出につきましては7ページをご覧ください。後期高齢者医療徴収費の保険料還付金を50万円増額するものでございます。遡及賦課の運用につきましては従来2年間の期間制限で取り扱ってきましたが、介護保険料減額更正請求事件判決が確定しまして、減額賦課につきまして期間制限に付さないこととされ、後期高齢者医療の保険料につきましても同様の扱いとなりました。今回所得の変更、また判明につきまして8件がこの減額更正に該当しまして還付するために今回補正するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第17号、平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。日程第20、議案第18号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第18号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。町の人権擁護委員は現在5名の方が法務大臣から委嘱されており、任期は3年となっております。今回提案申し上げますのは平成27年9月30日に任期満了を迎える長田伊史氏と赤羽康德氏の2名について人権擁護委員として適任であり、候補者として再度推薦したいと考えるものであります。長田氏は現在2期目で伊那人権擁護委員協議会の副会長として意欲的、また積極的に人権擁護委員の仕事に取り組んでいただいているところでございます。赤羽氏につきましては、現在1期目で長田氏同様に人権擁護委員活動に意欲的にまた積極的に取り組んでいただいております。今回人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるべく提案申し上げますのでご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第18号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり同意されました。日程第21、議案第19号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第19号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について提案理由を申し

上げます。固定資産の評価審査委員会委員につきましては、地方税法に定めるところにより、任期は3年で各市町村に3名置くことになっております。今回平成24年6月20日から同委員を務めていただいております高木清房委員の任期が6月19日をもって満了となりますので、引き続き選任いたしたくご提案申し上げます。高木さんは人格、識見ともに整った方ですので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第19号、辰野町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり同意されました。日程第22、地方自治法施行令第146条第2項の規定、地方公営企業法第26条第3項の規定、地方自治法第243条の3第2項の規定、及び地方自治法第180条の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。報告第1号、平成26年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書。報告第2号、平成26年度町立辰野病院事業会計予算繰越計算書。報告第3号、平成26年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成27年度辰野町土地開発公社事業計画書の提出について。報告第4号、専決処分報告について。以上、4件について順次報告を求めます。

○まちづくり政策課長

平成26年度辰野町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。計算書の上から1行目、総務管理費、地域消費喚起生活支援型事業。2行目、地方創生先行事業型事業。3行目、情報通信網支障移転工事。4行目、社会保障番号制度システム整備。6行目、農業施設災害復旧費、翌年債農業施設災害復旧事業の5事業につきましては事業費の全額を。5行目の道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業につきましては事業費の一部を平成27年度に繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。各事業の補助金の確定時期、また適正工事期間

の関係等により年度内に完了困難なため、翌年度へ繰り越すものでございます。繰越額は合計で8,729万5,000円です。以上、報告いたします。

○病院事務長

平成26年度町立辰野病院事業会計予算繰越計算書、地方公営企業法第26条第3項により報告いたします。繰越事業としまして有形固定資産購入費2,000万円。これは先ほど先決補正の時に申し上げました電動ベットの方を購入予定でございます。特別調整交付金の決定に伴う繰越事業となっております。以上、報告いたします。

○まちづくり政策課長

続きまして平成26年度辰野町土地開発公社事業決算書及び平成27年度辰野町土地開発公社事業計画書について報告いたします。はじめに平成26年度辰野町土地開発公社事業報告書でございます。1ページをご覧ください。概要を申し上げます。平成26年度の事業は経営の健全化を目的に新町後山地区1,037平方メートル、南部地区53.5平方メートルを処分し、造成用地地区では上辰野桜町地区1、2、4、5区画等1,363.59平方メートルの土地売買を完了いたしました。理事会につきましては3回の理事会におきまして全議案承認及び可決いただきました。次に平成26年度辰野町土地開発公社事業会計決算書をご覧ください。収益的収入及び支出でございますが、収入では事業収益で8,092万4,823円。事業外収益として債務超過解消のため町の一般会計から1億円の補助をいただき、1億600万3,653円、合計で1億8,692万8,476円となり支出では事業原価で7,710万8,474円。販売費及び一般管理費が43万6,934円。事業外費用832万9,086円。合計で8,587万4,494円。純利益は1億105万3,982円であります。2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は8億2,000万円で資本的支出は9億9,588万7,000円でした。資本的収入額が資本的支出額に不足する額、1億7,588万7,000円は損益勘定留保資金で補填いたしました。続きまして3ページをご覧ください。財産目録であります。資産は現金、預金1,465万5,726円。未収金9万9,000円。完成土地等が8億5,973万578円。資産合計8億7,448万5,304円。負債は短期借入金8億7,040万円。前受金が90万4,600円で負債合計が8億7,130万4,600円であります。差し引き純資産として318万704円の黒字がございます。昨年度まで資産を負債が上回る債務超過の状態にありましたが町から1億円の補助金を繰り入れさせていただきまして長年の懸案でありました、債務超過を解消できたわけであります。5ページをご覧ください。貸借対照表でござい

ます。資産の部で流動資産合計は8億7,448万5,304円で資産の部、合計も同額であります。負債の部で短期借入金は8億7,040万円。前受金が90万4,600円で流動負債合計が8億7,130万4,600円。負債の部合計も同額です。資本の部では基本財産が300万円。欠損金につきましては前期繰越欠損1億87万3,278円。当期純利益、1億105万3,982円を計上しまして、資本の部合計は318万704円。負債資本の部合計は8億7,448万5,304円となりました。6ページ以降は資料として添付させていただきましたので、ご覧いただきたいと思っております。続きまして平成27年度の辰野町土地開発公社の事業計画書であります。1ページをご覧いただきたいと思っております。基本計画といたしまして、公有地の処分事業はありませんが、賃貸による貸付等継続事業としまして4地区を計画執行していきます。土地造成事業では取得事業予定として下辰野新屋敷地区の1,653平方メートルの取得。処分事業として1地区1,861平方メートルの分譲を予定し、継続事業と合わせて15地区の分譲及び造成売却計画を実施していきます。また、平成25年度より推進中の辰野町土地開発公社経営健全化計画を引き続き実施していきます。次に平成27年度の辰野町土地開発公社事業会計の予算書でございます。ご覧いただきたいと思っておりますが、1ページをご覧ください。収益的収入及び支出はともに2億720万3,000円でございます。平成27年度も昨年度に引き続き1億円を一般会計から補助いただき、土地開発公社所有土地の簿価と実勢価格の乖離の解消に補填させていただきます。資本的収入及び支出では資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が3,300万円となりまして留保資金で補填するものでございます。資本的収入は借入金で9億4,000万円、資本的支出は9億7,300万円でございます。3ページ以降は実施計画を添付させていただきました。ご覧いただければと思っております。以上、辰野町土地開発公社平成26年度決算及び平成27年度事業計画について報告をさせていただきました。

○総務課長

報告第4号、専決処分の報告について。地方自治法第180条の規定により町が損害賠償の責を負うものについて専決処分をしたので報告をいたします。今回は2件でございます。1件目は公用車における財物事故であります。事故発生は平成27年2月16日です。ごみ収集車で走行中、相手方の車が駐車場よりバックにて道路に出て来た所に衝突し、双方の車が破損したものでございます。過失割合は当方が20%です。全国自治協会自動車共済損害賠償にて示談となり、4万4,229円を支払ったものであります。専決日は4月27日です。2件目は3月3日発生の道路管理上の財物事故です。町道を走行中、ひび

割れたアスファルトの塊が車の底に跳ね上がり電気系統を破損したものでございます。
全国町村会総合賠償責任保険にて示談となり、賠償金額は16万6,426円を支払ったものであります。専決日は5月11日です。以上、報告をさせていただきました。

○議 長

只今、4件について報告がありましたが、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第23、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情についてはあらかじめ文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いただきます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表 朗読)

○議 長

以上、請願・陳情6件については、それぞれ所管の委員会へ審査を付託とすることにいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

11. 散会の時期

6月1日 12時 18分 散会